

高第287号
令和8年6月17日

各軽費老人ホーム施設長様
(岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 江崎 禎英

介護報酬改定に伴う軽費老人ホームの生活費上限額の改定について（通知）

軽費老人ホームの利用料等のうち生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）については、令和6年7月5日付け高第360号「介護報酬改定に伴う軽費老人ホームの生活費上限額の改定について（通知）」により当県における上限額を改定通知したところ
です。

この度、令和8年8月から介護報酬改定で基準費用額（食費）が1日あたり100円引き上げられることを踏まえ、当県における一人当たりの額の上限額を別紙のとおり改定
しますので通知します。

つきましては、各施設において別紙上限額の範囲内で適切に月額を設定していただきま
すようお願いいたします。

担当所属	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課施設整備係		
担当係長	松原	担当者	星野
電話番号	058-272-8517		
F A X	058-278-2639		
e-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		

【上限額の適用時期】

令和8年8月1日以降の利用に係る分から適用する。

【上限額の積算方法】

改定後の月額 = 改定前の月額 + (100円 × 30.4日)

【軽費老人ホーム（ケアハウス）の生活費上限額（月額）】

地域	一人当たりの額		地区別冬季加算額（V区） （11月から3月まで）
	【改定前】 円	【改定後】 円	
甲地	48,767	51,807	2,712
乙地	46,336	49,376	2,283

※各施設において上限額の範囲内で適切に月額を設定すること。